

# 独占禁止法民事訴訟若干の問題

中華人民共和國最高人民法院  
知的財産権審判庭 夏君麗

# 法律的根拠および現実的意義

- 中国独占禁止法第50条：「事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合は、法に従い民事責任を負担する。」
- 経済活動における独占行為は、競争を排除、制限するだけでなく、市場における競争秩序の形成に影響し、消費者およびその他事業者の利益に損害を与える可能性がある。独占禁止法訴訟は、反競争行為により受けた損害を有効的に補てんすることができる。

# 民事訴訟の司法プロセス

- 最高人民法院『民事案件事由規定』2008年4月1日実施
- 第5部 知的財産権を巡る紛争：競争法と知的財産権保護の緊密な関連性および競争法自体の体系性を考慮し、事由の分類上、不正競争および独占を巡る紛争は一括して知的財産権紛争に組み込み、2級事由とする。

# 案件の管轄

- 知的財産権を巡る案件の管轄：
  1. 地域管轄：権利侵害行為の発生地または被告の居住地
  2. 等級管轄：一般的に中級人民裁判所が管轄する。指定により、1部の下部裁判所が管轄。特許案件：各省、自治区、直轄市の人民政府所在地にある中級人民裁判所および最高人民裁判所が定めた中級人民裁判所が管轄する。
- 独占禁止法案件：一般的な知的財産権案件の管轄？それとも類似特許案件により管轄を指定？独占行為のタイプで区別するのだろうか？

# 原告の資格区分

- 独占禁止法50条：独占行為により損害を受けた者。
- 一般消費者と間接購買者は独占禁止法民事訴訟を提起できるか
  1. 損害を受けた事実
  2. 被告の違法行為と原告の損害に因果関係がなくてはならない
  3. 故意または過失であるかどうか

# 独占行為の民事責任

- 損害賠償
- 侵害の停止
- 協議無効の確認

# 司法プロセスと行政プロセスの連携

- 関連市場の確定、支配的地位の確認
- 違法行為の認定
- 同時に矛盾なく進め、相互に補完

- ありがとうございます
- ご叱正歓迎します